

最低制限価格制度の改正について

□改正の内容

最低制限価格の算定における直接工事費及び現場管理費に乘じる割合を以下のとおり改正しました。

区 分	改正前	改正後
(1) 直接工事費	<u>10分の9.5</u>	<u>10分の9.7</u>
(2) 共通仮設費	10分の9.0	10分の9.0
(3) 現場管理費	<u>10分の8.0</u>	<u>10分の9.0</u>
(4) 一般管理費	10分の5.5	10分の5.5

□適用の時期

平成29年4月1日以降に公告又は指名競争入札の通知を行う入札から適用します。